

## タイにおける暗号通貨法制の枠組みと最新動向

金融 & Web3/メタバース & アジアニューズレター

2025年6月3日号

執筆者:

[ジラポン・スリワット](#)

[j.sriwat@nishimura.com](mailto:j.sriwat@nishimura.com)

[水井 大](#)

[d.mizui@nishimura.com](mailto:d.mizui@nishimura.com)

[津島 友洋](#)

[t.tsushima@nishimura.com](mailto:t.tsushima@nishimura.com)

[本柳 祐介](#)

[y.motoyanagi@nishimura.com](mailto:y.motoyanagi@nishimura.com)

[パンタカント・リン](#)

[p.lin@nishimura.com](mailto:p.lin@nishimura.com)

タイでは、2024年に暗号通貨の取引量が900億バーツを超え、2023年からの成長率が73.99%に達するなど暗号通貨市場が拡大しつつあるだけでなく、包括的な暗号通貨関連の法制を有する東南アジアの国の一つとしても世界的な関心を集めています。本ニューズレターでは、タイにおける暗号通貨法制の枠組みと最新の動向について概説します。

### 1. はじめに

暗号通貨は、分散型ブロックチェーンネットワーク上で運営される革命的なデジタル通貨の形態であり、その価格は主に市場の供給と需要によって決定されており、中央集権的に管理されていません。現代経済では、暗号通貨は主に2つの機能を果たし、(i)投資対象とされているか、(ii)商品、サービス及びデジタル資産との交換手段として用いられています。暗号通貨市場は、近年、米国証券取引委員会（SEC）のビットコインETFの承認、ビットコイン半減期、ステーブルコインの広がりなど、重要なマイルストーンを達成しています。このような広がりや、デジタル通貨がグローバルな金融エコシステムに統合しつつあることを示しています。

タイは、グローバルな暗号通貨市場において重要な市場として浮上しており、2024年には暗号通貨の取引量が900億バーツを超え、2023年からの成長率は73.99%に達しました。2025年1月には、日々の取引量が2,977百万バーツに達し、245万の取引アカウントのうち約20万の取引アカウントが積極的に取引を行っています。このようなタイにおける取引規模の拡大は、タイがグローバルな暗号通貨市場で存在感を増していることを示していると考えられます。

さらに、タイは暗号通貨の体系的な規制枠組みを導入した東南アジアで最初の国の一つであり、技術の進歩と市場の発展に沿った法的枠組みの導入によって、タイにおける暗号通貨市場の成長を支えてきました。タイ証券取引委員会（Securities and Exchange Commission of Thailand）（以下「SEC」といいます。）、タイ中央銀行（Bank of Thailand）（以下「BOT」といいます。）及びタイ歳入局（Revenue Department）（以下「RD」といいます。）を含む暗号通貨に関する規制当局は、定期的な規制の見直しを行っています。このようなタイの暗号通貨法制は、国内外の投資家の信頼を大いに高めているものと評価することができます。

## 2. タイにおける暗号通貨の規制枠組みとその沿革

### (1) 暗号通貨の規制枠組み～デジタル資産法の概要～

暗号通貨は 2000 年代初頭に誕生しましたが、当初の影響はニッチなコミュニティに限定されており、タイの金融システムや一般の人々にとって重要なものではありませんでした。この段階では、タイの規制当局は、暗号通貨に対する投資リスクに関して法的拘束力のない注意喚起を発することにとどまっていました。

重要な転機となったのは、2018 年に施行されたデジタル資産事業に関する緊急令 (Emergency Decree on Digital Asset Business Operations B.E. 2561 (2018)) (以下「**デジタル資産法**」といいます。) です。デジタル資産法は、タイにおけるデジタル資産に関する規制枠組みを正式に確立した最初の法律であり、デジタル資産 (digital asset) を、暗号通貨 (cryptocurrency)<sup>1</sup> とデジタルトークン (digital token)<sup>2</sup> の 2 つからなる概念と整理した上で、それぞれに対する規制枠組みを導入しました。本ニュースレターでは主にデジタル資産法のうち暗号通貨に関する規制の側面に焦点を当てて解説を行います。

デジタル資産法の下では、暗号通貨に関連する特定の事業に参入規制が導入されています。具体的には、暗号通貨に関連する以下の 6 つの事業の運営にあたって、SEC の勧告 (recommendation) に基づきタイ財務省 (Ministry of Finance) の認可 (approval) が必要となります。以下は、各種認可に関する概要をまとめた表となります (以下それらの事業を行う者を総称して「**デジタル資産事業者**」といいます。)<sup>3</sup>。

---

<sup>1</sup> デジタル資産法は、「暗号通貨」を、電子システム又はネットワーク上で構築された電子データの単位であり、商品、サービスその他の権利の取得のための交換手段として、又はデジタル資産間の交換手段として生成されたものと定義しています。

<sup>2</sup> デジタル資産法は、「デジタルトークン」を、電子システム又はネットワーク上で構築された電子データの単位であり、発行者と保有者の間の契約に基づいて、特定のプロジェクトや事業への投資に参加する権利、又は特定の商品、サービスその他の権利を取得する権利を指定するために作成されたものと定義しています。

<sup>3</sup> 各認可を取得するためには、事業運営のためのリスク評価措置、緊急プロトコル、内部監査及び管理システム、IT リスク評価フレームワーク、顧客サービスシステム、及び事業運営システム等を整備した上で、当該整備が完了していることを SEC に示す必要があります。また、事業類型によっては、比較的高額の自己資本要件 (例えば、顧客資産を保管するデジタル資産取引業の場合は 1 億バーツ、顧客資産を保管するデジタル資産媒介業の場合は 5 千万バーツ) が課せられています。なお、SEC データベースによると、本ニュースレター執筆時点において、デジタル資産取引業者は 9 社、デジタル資産媒介業者は 12 社、デジタル資産交換業者は 4 社、デジタル資産運用業者は 2 社、デジタル資産助言業者は 2 社、デジタル資産カस्टディ業者は 2 社が認可を受けています。

No.	事業者の類型	詳細
1	デジタル資産取引業者	デジタル資産の取引又は交換を成立させることを目的とした取引所の開設及び運営を、業として提供する者。
2	デジタル資産媒介業者	他人のためにデジタル資産の取引若しくは交換の媒介又は代理人としてのサービスを業として提供し、報酬その他の対価を受け取る者。
3	デジタル資産交換業者	デジタル資産取引業以外で、業として自己の名義でデジタル資産の取引又は交換サービスを提供する者。
4	デジタル資産助言業者	デジタル資産の価値及びそれに関連する投資の適合性、又はデジタル資産の取引や交換に関する助言を業として提供し、報酬その他の対価を受け取る者。但し、デジタル資産取引業、デジタル資産媒介業、デジタル資産交換業又はデジタル資産運用業の業務の一部に含まれる又は関連する助言は含まれません。
5	デジタル資産運用業者	デジタル資産から利益を得るために他人の資金を管理する者。
6	デジタル資産カスタディ業者	デジタル資産取引業、デジタル資産媒介業、デジタル資産交換業、又はデジタル資産運用業の業務に該当しないサービスを業として提供し、報酬その他の対価を受け取る者。(i) デジタル資産の保管を目的とする受け入れ、(ii) デジタル資産に関連する移転や取引を承認するために使用される暗号鍵やその他の機密項目の管理、権限の行使といったサービスを含みます。

## (2) 決済手段であることの否定

2021年7月、BOTは、タイにおける暗号通貨に影響を与える重要な声明(statement)を発表しました。この声明は、暗号通貨を含むデジタル資産を支払手段として使用することに深刻な懸念を表明しました。続けて、デジタル資産は信頼できる支払手段ではなく、慎重なリスク評価が必要な投資手段として位置付けた上で、支払手段としての使用を控えるべきとの方向性を示しました。

その後、2022年3月、SECは、デジタル資産事業者がデジタル資産を商品やサービスに対する支払手段とするサービスの提供を禁止する通知(notification)を正式に公表しました。当該通知では、広告・勧誘に加えて、商品やサービスに対する支払いのためのウォレットサービスの提供も禁止の対象として含まれています。

## (3) 暗号通貨に関する税制優遇措置の概要

2022年3月、RDは、デジタル資産取引の課税に関する省令(Ministerial Regulation)を発効しました。当該省令により、納税者は、デジタル資産法の下で認可されたデジタル資産取引業者を通じて行った暗号通貨の移転による損失を、同じ課税単位年度内の暗号通貨の移転による利益と相殺することが可能になりました。

た<sup>4</sup>。この税制措置は2018年5月14日に遡って適用されます。

さらに、2022年5月、RDは、デジタル資産法の下で認可されたデジタル資産取引業者を通じて行われた暗号通貨の移転に対する付加価値税（value-added tax）を免税する勅令（Royal Decree）を発効しました。当該免税措置は、2022年4月1日から2023年12月31日までの時限的な措置でしたが、2024年9月、RDは、認可されたデジタル資産取引業者を通じて行われた暗号通貨の移転の免税措置を延長するとともに、2024年1月1日以降に行われた、認可されたデジタル資産媒介業者若しくはデジタル資産交換業者による移転、又は認可されたデジタル資産交換業者への移転もその対象に拡大しました。

#### **(4) 個人投資家の保護**

2023年、SECは、デジタル資産事業者による情報開示及び投資家に対するリスク通知に関する要件を確立の上、デジタル資産事業者が従うべきガイドラインを公表し、これにより、個人投資家に対する保護が強化されました。当該ガイドラインにより、デジタル資産事業者はSECの指定したリスク通知を行う義務を負うことに加え、デジタル資産媒介業者は、当該事業者が行った取引に関する情報の開示を行う義務を負うことになりました。

#### **(5) ファンドによる暗号資産への投資**

2024年、SECは、ファンド投資に関する規則を改正し、適格性が認められた特定の種類のファンドについて暗号資産（crypto assets）<sup>5</sup>への投資を認めるとともに、ファンドのカテゴリーごとに定められた投資配分比率を定める措置を講じました。

具体的には、適格投資家による投資信託（Ultra Accredited Investor Mutual Fund）（以下「**UI ファンド**」）といえます。）は、投資割合の制限なく、暗号資産ETFに投資することが可能とされました。また、そのようなUIファンドが暗号資産に直接又は間接に（デリバティブを通じて）投資する場合には、その投資額は純資産価値（NAV）の20%以下に制限されます。

さらに、SECが定めた要件を満たす一般投資家向けファンドもETF又は外国投資信託（foreign mutual funds）を通じて暗号資産に投資することが可能ですが、その場合は以下のような制限に服します。

- 暗号資産への投資額は、NAVの5%以下に制限すること。
- 改正規則の施行日後に設立されたファンドであること。
- 暗号資産のエクスポージャーを望まない投資家に影響を与えないようにすること。
- ファンドはアクティブ運用戦略を有し、株式その他の代替資産に対する投資信託を主要な投資方針として有すること。
- 暗号資産のエクスポージャーに関する情報と注意事項を投資家に明確に開示すること。

<sup>4</sup> 日本における損益通算に類似した制度と考えられます。

<sup>5</sup> 暗号資産（crypto assets）は、ファンド投資に関するSECの規則上、暗号通貨（cryptocurrency）よりも広範な概念となっており、（i）暗号通貨、及び（ii）ユーティリティ・トークン（それ自体を消費、使用すること又は証明若しくは権利を表章する役割を主要な目的としないトークン）を総称するものとして定義されています。

現在、タイにはデジタル資産への投資方針を有するファンドがいくつか存在しており、例えば UI ファンドの一つである KT-BTCETFFOF-UI-A は、デジタル資産（例：ビットコイン）への投資をその方針とする世界中のファンドを投資先ファンドとしています。

### 3. 今後の展望

タイにおける暗号通貨は主に投資手段として捉えられ、支払手段としては受け入れられていませんが、タイの規制当局は、暗号通貨市場の進展に合わせて各種制限を徐々に緩和するだけでなく、投資家を保護するための法規制も積極的に導入しています。

タイにおける今後の暗号通貨の動向については、SEC を含む規制当局の発表を引き続き注視する必要がありますが、2025 年初頭に、SEC の事務局長である Pornanong Budsaratragoon 氏が、海外メディアとのインタビューにおいて、タイの一般投資家及び機関投資家に対するビットコイン ETF の解禁を検討しているとコメントしたことは重要な示唆を与えるものと考えられます。ビットコイン ETF の承認が伝統的な証券投資家を暗号通貨市場に引きつけると多くの人が考えており、仮に当該 ETF が承認されれば、暗号通貨市場にプラスの影響を与えることが期待されています。

今後どのようにしてビットコイン ETF 承認に係るプロセスが進展し、どのような方向性で進んでいくかについては引き続き注視する必要があります。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)